

学校いじめ防止対策基本方針概要

E ネットはくた

ねらい

こ小中の連携を図り、伯太の子ども達の健やかな成長をめざす

育てたい力

- 望ましい生活習慣を身に付けた子ども
- あいさつ、規範意識、礼儀、思いやりの心を持った子ども
- 学習習慣を身に付け、将来への夢と希望を持つ子ども

学校評議員会

構成メンバー

- 学校関係者評価委員、その他校長が必要と認めた者
- いじめ防止対策の取組についての助言等

家庭との連携

- ・保護者との信頼関係の構築
- ・家庭訪問・個人面談・学級懇談および日常の交流等における情報収集
- ・保護者アンケート（年1回）
- ・授業公開（人権に関する）等

地域との連携

- ・学習における地域講師および地域の方との交流からの情報収集
- ・学校だよりや育成だよりのHP公開
- ・交流センターからの情報収集等

本校のいじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから子どもたちを救うためには、学校、家庭、地域の大人一人一人が、「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」との認識と、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」との認識をもち、すべての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に伸び伸びと取り組むことができるよう、学校内外においていじめを防止していくよう取り組まねばならない。

- 1 温かい人間関係を基盤にした魅力ある学校づくり・学級集団づくりの構築
- 2 一人一人の子どもの確かな学びを育むための授業づくりの推進
- 3 自主性、連帯性を育むための体験的活動や協働的学習の充実
- 4 全教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の推進

学校教育目標

やさしく すこやかに
だれもがまなびあう
安田小学校

めざす子ども像

- 明るく元気な子
- やさしく助け合う子
- よく学び考える子
- すすんでとりくむ子

いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な方針

- ① 「いじめの定義」に基づいた状況の把握と適切な対処・報告を行う。
- ② 子ども、保護者からのアンケートや各調査等から実態を把握し、方針を決定する。
- ③ 課題に対しては組織的かつ計画的迅速的な取組となるようにする。

(2) 未然防止に関わる取組

- ① 自尊感情と人権感覚を高める取組の推進
- ② 生命尊重や思いやりの心を育てる取組の推進
- ③ キャリア教育の視点を活かし、自分自身を高めようとする児童づくりの推進
- ④ 基本的生活習慣や規範意識を育てる生活目標やマナーアップ週間などの取組の推進
- ⑤ 相手を思いやり、何でも話せる学級集団づくりの推進
- ⑥ 連帯感や責任感を高める縦割り班活動や全校活動の推進
- ⑦ わかる授業づくりを目指した授業改善・自分の意見や考えを伝え合いともに高めあう授業づくりの推進

早期発見

- ① いじめの問題行動に関する研修や児童の見方・とらえ方に関する研修などを通して、些細な変化も見逃さないよう教職員の意識化を図る。
- ② 児童が安心して相談したり、自分の悩みを訴えたりしやすい環境を整備するとともに児童・保護者への周知を図る。
- ③ 日頃の児童観察や教育相談、アンケート調査等を実施し、児童の些細な変化を見逃さず、その背後に潜んでいる可能性があるいじめの行為の発見に努める。（ネットいじめを含む）
- ④ 日頃から保護者・地域との信頼関係の構築に努め、寄せられる情報などから児童のいじめに関する行為を積極的に把握する。

校内体制

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、◎生徒指導主任、養護教諭、人権教育主任、スクールカウンセラー、関係教職員

(2) 児童支援体制

- ・児童の情報交換（職員会時）
- ・心の相談室の活用
- ・アンケートQUの活用

(3) 特別支援体制

- ・特別支援教育委員会（ケース会議）
- ・個別の学習支援計画

(4) 教育相談

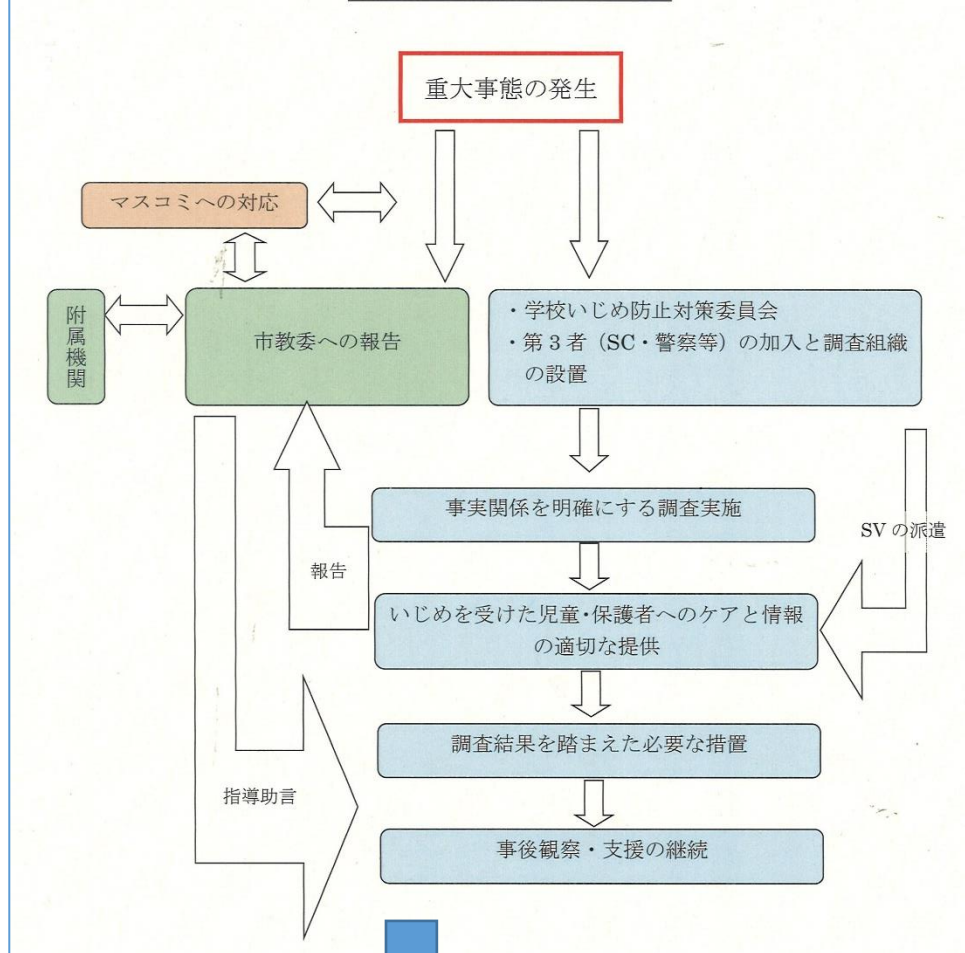
- ・6月・11月（担任）
- ・学校生活アンケートの実施
- ・SC（随時）

(5) 研修

- ・児童理解に関する研修
- ・いじめ等に関する研修
- ・早期発見シートの活用
- ・アンケートQU活用研修
- ・人権感覚を高める研修
- ・ミニ人権研修（職員会）

重大事態への対応

重大事態が起こった時の対応



早期対応(いじめが起こった時)

いじめが起こった時の対応

